

様式44

令和 4 年 11 月 25 日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県四日市市楠町南五味塚160番地の4

医療法人の名称 医療法人 真鈴川整形外科

理事長名 真鈴川 聡

電話 (059) 397-2401

決 算 届

令和3年9月1日から令和4年8月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書

(自 令和3年9月 1日 至 令和 4年8月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 真鈴川整形外科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市楠町南五味塚 160 番地の 4
- (3) 設立認可年月日 平成 元年 12月 22日
- (4) 設立登記年月日 平成 2年 1月 8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	真鈴川整形外科	三重県四日市市楠町南 五味塚 160 番地の 4	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年 10月 29日 前年度の決算承認及び理事の選任・辞任の承認

令和4年 7月 19日 本法人解散・解散認可申請・清算人選任・退職慰労金の贈呈・
 残余財産等の処分の承認

様式 2

法人名 医療法人 真鈴川整形外科
 所在地 三重県四日市市楠町南五味塚160番地の4

※医療法人整理番号 039

財 産 目 録
 (令和 4年 8月 31日現在)

1. 資 産 額 12,252 円
 2. 負 債 額 95 円
 3. 純 資 産 額 12,157 円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,235
B 固 定 資 産	6,017
C 資 産 合 計 (A+B)	12,252
D 負 債 合 計	95
E 純 資 産 (C - D)	12,157

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 真鈴川整形外科

※医療法人整理番号 037

所在地 三重県四日市市楠町南五味塚160番地の4

貸 借 対 照 表

(令和 4年 8月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	6,235	I 流動負債	95
II 固定資産	6,017		
1 有形固定資産	6,017	負債合計	95
		純資産の部	
		科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	2,157
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	12,157
資産合計	12,252	負債・純資産合計	12,252

様式 4 - 2

法人名 医療法人 真鈴川整形外科
 所在地 三重県四日市市楠町南五味塚160番地の4

※医療法人整理番号 037

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 9月 1日 至 令和 4年 8月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	7,544
本来業務事業損失	△ 7,544
事業損失	△ 7,544
II 事業外収益	14,636
III 事業外費用	1,479
経常利益	5,611
IV 特別利益	0
V 特別損失	93,185
税引前当期純損失	△ 87,574
法人税等	72
当期純損失	△ 87,646

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人 真鈴川整形外科
理事長 真鈴川 聡 殿

私は、医療法人真鈴川整形外科の令和3会計年度(令和3年9月1日から令和4年8月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年10月20日
医療法人 真鈴川整形外科
監事 真鈴川 暉明